

獨協医科大学助産学専攻科規程

平成23年4月1日制定

最終改正 令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、獨協医科大学学則（以下「学則」という。）第4条に規定する獨協医科大学助産学専攻科（以下「専攻科」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 専攻科は、助産師を養成することを目的とする。

(教員組織)

第3条 専攻科には保健師助産師看護師学校養成所指定規則第3条に規定する専任の教員を置く。

(専攻科長)

第4条 専攻科に専攻科長を置く。

2 専攻科長の選考に関する事項は、別に定める。

(管理運営)

第5条 専攻科の管理運営については、獨協医科大学助産学専攻科運営委員会（以下「運営委員会」という。）が行うものとする。

2 運営委員会に関する事項は、別に定める。

(収容定員)

第6条 専攻科の収容定員は、10人とする。

(修業年限)

第7条 専攻科の修業年限は、1年とする。

(学年)

第8条 学年は4月1日から、翌年3月31日に終る。

(学期)

第9条 学年は、次の学期に分ける。

前学期 4月1日から8月31日まで

後学期 9月1日から3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 開学記念日（4月23日）

(4) 夏季休業（8月上旬から8月下旬まで）

(5) 冬季休業（12月下旬から1月上旬まで）

2 前項第4号から第5号の休業期間は、都度、学長が定める。

3 学長は、必要がある場合は、休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

(入学の時期)

第11条 専攻科の入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第12条 専攻科に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する女性で、かつ、看護師資格を有する者で、入学試験に合格し、かつ、所定の手続を経たものとする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされる者に限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
(入学者の選抜等)

第13条 専攻科に入学を志願する者については、別に定めるところにより入学者の選抜を行う。

- 2 前項の入学者選抜における合格者の認定は、運営委員会の議を経て、学長が決定する。
(検定料、入学料及び授業料等)

第14条 専攻科の学費は以下とする。

入学検定料 30,000円 授業料 900,000円
 入学金 200,000円 実習費 500,000円
 (教育課程)

第15条 授業科目は、基礎助産学領域、助産学実践領域及び助産学発展領域に区分する。

- 2 前項の授業科目及びその単位数並びに履修方法は、別表の定めるところによる。
(単位の計算方法)

第16条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、その授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第17条 授業科目の修了の認定は、その授業科目についての平素の学習状況、出席状況、試験その他の成績により、学年末又は学期末に行うものとし、それに合格した学生には、所定の単位を与える。

- 2 成績等の表示及び成績評価基準は、次のとおりとする。

区分	評価	成績評価基準	G P
合格	S	100～90点	4.0
	A	89～80点	3.0
	B	79～70点	2.0
	C	69～60点	1.0
不合格	F	59点以下	0.0
無効	X	—	—
G P対象外	T	単位認定科目	—
	W	履修中止	—

- 3 既修得単位認定科目は「T」、履修登録済みにもかかわらず途中で履修を中止した科目は「W」、無効とされた科目は「X」で成績表には表記する。

- 4 各評価にG P (Grade Point) を設け、所定の計算式に基づきG P A (Grade Point Average) を算出する。ただし、「X (無効)」となった科目のG Pは「0.0」とみなし、当該年度のG P Aを算出する。

(修了)

第18条 修業年限1年以上在学し、かつ、所定の授業科目の単位を修得した学生の修了の認定は、運営委員会の議を経て、学長が決定する。

- 2 学長は、前項の規定により修了と認定された者には、修了証書を授与する。

3 修了に関する事項は、別に定める。

(その他)

第19条 上記以外の事項については獨協医科大学学則に準拠する。

(規程の改廃)

第20条 この規程の改廃は、運営委員会及び学長諮問会議の議を経て、学長が決定する。